

令和6年度徳島県青少年健全育成審議会議事録

1 日時

令和6年7月18日（木）午前10時から正午まで

2 場所

万代庁舎10階大会議室

3 出席者

委員 岩川 大助、内田 香奈子、大島 千鶴子、蒲生 美智代、
川邊 笑、先田 仁美、佐藤 一郎、清水 友紀、津村 秀樹、
中井 俊昭、林 三知男、姫田 知子、藤井 里美、藤島 汐里、
村崎 文彦、大和 あゆみ、山本 裕史

事務局 こども未来部長ほか

4 議事次第

(1) 開会

諮問

(2) 議事

1) 徳島県青少年健全育成条例の改正について

2) 「とくしま青少年プラン2022」の「徳島県こども計画」への
統合について

(3) 閉会

【諮問】

(徳島県青少年健全育成条例の改正について)

【議事1について】

(事務局より資料1、参考資料1から4について説明)

(会長)

事務局からの説明について、何か御意見ございますか。

(委員)

参考資料に記載されている刑法改正について、既に施行されていないよう
ですか。

(事務局)

7月から施行されております。

(委員)

加害者年齢が18歳未満のとき、被害者年齢が13歳以上だと適用されない。あくまで、加害者年齢が18歳以上で、被害者年齢が18歳未満の場合に、黄色の枠の部分を条例で適用していくということでしょうか。

(事務局)

おっしゃる通りです。

(委員)

例えば、刑法と条例で同じことが規定されている場合、重複しても構わないのか。また、罰則は両方科されるのか、説明をお願いします。

(事務局)

すでに刑法で処罰対象として規定されている部分については、刑法が優先して適用されます。

(委員)

画像に関して、例えば、ある性的な画像に別の人の顔を貼りつけて作る行為、もしくはその画像を友達間で回すという行為は、どのように扱われるのでしょうか。実際に徳島県内の高校で事案がありました。条例でどのように扱うのか、もしくは全く扱わないのか、関連性がどのようになるのかお聞きしたいです。

(事務局)

体と顔が、別の方同士で組み合わせさって作成されているということでしょうか。

(委員)

身体の画像はどこからか入手して、実在する生徒の顔を貼りつけたものです。作ったということが分かるような画像です。例えばその画像を流出するぞというような脅迫から面会要求に繋がることにもなりかねないと思います。他県では条例でこのような行為について規定されてるかどうかと、本県でどのように扱うのかという点を検討いただきたい。

(事務局)

わいせつ目的で面会を要求する行為について、他県では、現在、刑法で規定されている以上に条例中で規定することはなされておられません。今回は、委員おっしゃるとおり、実際の事案も発生している中で、性犯罪の未然防止を検討した際、他県では規定の例はございませんが、それも含めて、本県では、方向性として検討をしたいと思い、今回、資料で挙げさせて頂いたところです。顔だ

けの部分のコラージュしたような形で出回ることについて、具体的にどのように条例又は刑法で適用されるかについては、即答はできないですけれども、例えば迷惑防止条例だったり、別の条例や法令で適用できるものがあるかも含めて、実際の事案では検討していくものと思います。

(委員)

フィルタリングについて、保護者がフィルタリングを利用しない旨の理由を記載した書面を提出するということですが、理由に対しての吟味はあるのでしょうか。

(事務局)

理由の吟味については、例えば自宅で所持しているフィルタリングのソフトがあり、それを利用する、又は別の有料サービスを利用するなどのいくつかの理由項目が提示された上で、保護者がなぜフィルタリングが必要でないのかということ、理由を伺うものであります。例えば、必要性がよくわからないからであったり、家庭では不要だという考えあたりする場合には、携帯電話事業者が、契約するにあたって、青少年がフィルタリングを利用することの必要性をきちんと説明する必要がありますので、契約行為の中で説明を重ねていただく必要があるかと思えます。

(委員)

現在は、義務にはなっていないんですか。

(事務局)

説明すること自体は義務になっております。

(委員)

今は説明だけで、保護者が必要ないと言えばそのまま通るといえることですか。

(事務局)

そうです。

(委員)

実は私の子に携帯電話を契約したとき、事業者からフィルタリングの話はありましたが、私はフィルタリングをしない選択肢を選びました。その理由としては、すべて開放した上で、子どもには、駄目なものを教えています。もしかしたら子どもは興味があって見るかもしれませんが、その上で、本人に判断して

もらいと考えています。ただ、家の中のWi-Fiのルーターにアクセスログを取得できるようにしてあるので、そこにプログラムを組み込んで、やめた方がいいだろうと思われるURLだけをチェックして、保護者の端末に届くようなシステムを作っています。今のところは届いていないので、こどもは見ていないと思っています。こどもには、自主性を持って、良い悪いの判断をできるようになってもらいたいという意味で、我が家はフィルタリングを設定していません。そのような理由を考えられてる保護者も、もしかしたらいるかもしれないので、そういう理由は考慮してもらえるのか、もしくは、フィルタリングしなければいけないと決めるのか、どのようになるのか気になります。そもそも、保護者がフィルタリングの意味合いを理解されてない場合がほとんどだと思います。どのように必要性を周知させていくのかという点が、今一番早い解決策なのではないかと思います。むやみにフィルタリングをしても、必要性を感じていない保護者が多いというのは、調査でも表れているので、こどもだけでなく保護者にもフィルタリングの必要性を感じてもらうための資料や啓発活動が必要だと思います。

(事務局)

委員のご指摘があったように、フィルタリング規制をするだけでなく、ネットリテラシーや自主性、情報を自分で判別していく力も必要ですし、保護者にもそういった認識を持っていただく必要があるという点で、広報や啓発については警察や色々な部局でさせていただいてるところです。ご指摘を踏まえて、条例中にどのような形で規定ができるのか、今後の検討にはなりますが、ご意見頂戴しました。ありがとうございます。

(委員)

がん具・図書類取扱事業者の定義中にインターネット販売を含めることについて、インターネット販売は無数にありますので、見つけたら対応していくという方式になってしまわざるをえないと思いますが、そういう認識でよろしいですか。

(事務局)

はい。実際に県内の青少年が、インターネット上で分別されずに見られるような状態であることを認識した際には、事業者の方に、この条例の趣旨を説明した上で、条例にのっとって指導をさせていただくようになると考えています。

(委員)

薬機法では、確か都道府県の薬務課が定期的に抜き打ちで調査をしていたかと

思うのですが、そういった類のことは、想定はしていないという認識でよいでしょうか。

(事務局)

実際の店舗については、市町村の青少年の部局が巡回し、店舗で有害と見られるような図書が分類されて、陳列されているのかについて立ち入り調査をし、できていない場合はその場で店舗の運営者の方に指導はさせていただいています。

(会長)

他に、一つ目の議案についてのご意見ある方いらっしゃいますか。

(委員)

性犯罪を防ぐためには、フィルタリング機能に関しても、ある程度基準となる年齢を入れたほうがよいのではないかと感じました。

(委員)

確認ですが、適用年齢のところで、中学生同士のグループLINEでの加害とか、子どもたち同士の被害は取り扱えないということですか。

(事務局)

ご指摘の通り、青少年健全育成条例自体が18歳未満を保護対象としておりまして、18歳未満の青少年を処罰の対象としておりません。

ですので、おっしゃる通り、年齢が近い者同士で事案が起きたときのトラブルへの解決方法としては、今回の方向性での対応はできません。ただ、実際に、そういったトラブルがあり、保護者の方からこども女性相談センターなどに相談があった場合には、性に関する相談窓口が警察や関係機関と連携して、被害に見舞われた当事者の要望や個別の事案を考えながら対応していくというような流れになります。

(委員)

年齢が近いもの同士でゲームやSNSで知り合うというのが非常に増えているという印象があって、子どもたち同士の事案についても大きな問題なので、検討してもいいのかなと思います。

(事務局)

補足として申し上げますと、今回審議をお願いしているのは青少年健全育成条

例ですが、例えば、迷惑防止条例、児童ポルノ法など、様々な法律を駆使して、被害を受けた人が泣き寝入りはしないような形で、警察や学校と連携をしながら、尊厳を傷つけた人については、18歳未満であったとしても、その年齢に応じた形で指導を受けなければいけないのではないかと考えております。この条例自体が、青少年の定義を18歳未満と規定していることから、どうしても守る対象を処罰はできないので、ご理解をいただけたらと思います。また、例えば不同意わいせつですと、要件がそろえば、年齢が近い同士の場合でも処罰の対象となりますので、御承知おきください。

(会長)

時間の都合上、次の議案に移りますが、最後に何か御意見ございませんか。

(委員)

条例では18歳未満が青少年という定義づけなので、その年齢要件を上回る者からの有害な影響を取り締り、排除していくという認識であり、青少年間の事案については、別の条例や法律で取り扱うという理解でよろしいですか。

(事務局)

はい。もちろん努力義務等で、フィルタリングのお願いはいたしますが、処罰や規制関係については、他の条例や法令を駆使しながらになります。

(委員)

3年ほど前の旭川の事件は、中学生同士の事案であったと思うのですが、徳島で同様の事案が起こった場合は、他の条例などで網羅されるという理解でいいですか。徳島ではそういうことは起こらないだろう、未然に防げるだろうという認識でいいんでしょうか。

(事務局)

青少年健全育成条例自体は、18歳未満同士は保護の対象になるという認識です。それ以外で刑事事件や虐待、性被害などは他の部分でカバーをしていく考え方で、関係機関の皆様と連携を取りながら、被害の端緒についても未然に防いでいきたいと考えています。

(会長)

刑法の改正に合わせて、条例もしっかりとカバーをしていくという方向性で進めていただけるということです。罰則を規定する場合には検察協議が必要ですので、どこまで条例中に規定できるかという点は、関係機関に意見照会を行っ

ていただいて、そして、皆様からのご意見を踏まえた上で、この青少年健全育成条例を改正するという方向で進めていきたいと思っております。

【議事 2 について】

(事務局より資料 2 について説明)

(会長)

なお、資料の 13 ページに、それぞれの部会がどのように進めているか記載があります。また、県では、高校や中学校など、様々な場所で子どもの意見を聴取するという取組を行っています。皆さんが考えていらっしゃる様々なご意見と、県が考えている施策の具体例には、重複するものもあるかと思うのですが、それでも構いませんので、「とくしま青少年プラン 2022」が「徳島県こども計画」に統合するに際して、プランの理念や施策について、しっかりと反映したいと思っておりますので、委員の皆様からご意見を賜りたいと考えております。ご意見、ご質問ございますでしょうか。

(委員)

高校生の話を聞く中で感じたのは、本当に希望に溢れて、生き生きとしていたので、行政の枠を超えて、他部署や農林、警察や教育委員会など、色々な部署が連携して、こどもたちがあのまま伸び伸びと、徳島が大事だなと思うように計画を進めていく。こども未来部が他部署と連携していくっていう状況を作り出せないと、なかなかこどもを守りきれないなと感じました。家庭支援において、経済をまわしていく中で、産業部署が行う企業支援だけでは、なかなか働けない生活保護や貧困の家庭が一步踏み出せるような支援は難しい。子育て支援として、産業部署や様々な部署との連携が必要であると思えます。そういうことを念頭に置いて、計画を立てて行きたいと考えています。

(会長)

参考までに、我々の班が聞いた話では、徳島に残りたいと思うには、どういうものがあつたらいいのかという点について、例えば経済が回って欲しいとか、駅前が発展して欲しいという意見をもらいました。委員のお話は、高校生から、こども計画の内容をさらに超えて、経済や交通の便についての話が出てきたということをおまえてのお話という理解でよろしいですか。

(委員)

はい。

(会長)

こども計画自体にこれ以上のことを含めることは可能なかどうか。他部署との連携はどうなるのかという点ですね。

(委員)

計画自体で繋がるのは難しいと思いますが、意識して、計画を作りたいという考えです。

(事務局)

御意見頂きましてありがとうございます。

こども未来部だけではなく、産業、農林、他部局との連携が重要ではないかという御意見でした。例えば、子育てをしていく中で、その単体の家庭だけでは当然収まりません。お勤めであれば、その企業の中での取り組みも重要になってくると思います。例えば女性が一旦育休を取得しても、職場にスムーズに復帰できる企業の中の仕組みであるとか、また農林水産の観点では、子どもたちが育っていく中で、食育は、健康づくりだけではなく、精神的にも影響してくる部分もあります。現状の計画案にしっかり盛り込むよう連携をとっていただければと考えています。

(会長)

ありがとうございます。

他にご意見ございますでしょうか。

(委員)

私は不登校や引きこもり支援の活動を行っているのですが、不登校や引きこもりは曖昧な状態で、医療の範囲には入らないが、健康的な状態ではなく、支援が非常に届きにくい状態にあると思います。今までは、病院や相談でも本人を連れてきてくださいと言われていましたが、最近は、保護者の意見や生活状況によって、支援の内容を一緒に検討してくれるようになったと感じています。できればもう1歩進んで、本人への訪問支援ができれば一番いいと思っています。保護者は本当に緊迫した状況で過ごしているので、家庭への支援ができればいいと思います。社会の中での家庭の役割や、一歩進んだ若者への支援について、皆さん一緒に共有したり、考えていただけたらと思います。

(会長)

ありがとうございます。

基本目標2の中に、訪問支援について入れることが可能かどうかという御意見ですね。

(委員)

基本目標2の(2)②の多様な相談体制という部分です。

(事務局)

先ほどご質問ありがとうございました。不登校児童生徒への支援というところで、様々な相談機関、相談体制づくり、それから1歩踏み込んでのアウトリーチという施策について、ご質問いただきました。教育委員会といたしましても、なかなか相談機関に繋がらない、繋がっていない児童生徒の支援の必要性については十分に認識をしているところでございます。アウトリーチ支援としまして、今年度の取り組みといたしましては、カウンセラーのオンラインカウンセリングの実施を進めていく、また、スクールソーシャルワーカーの配置も拡充していきながら、家庭や保護者、児童生徒との関わりをしっかりと進めていくよう検討していきたいと考えております。また、様々な相談機関等の周知も含めて、ホームページで掲載をしながら学校と連携してさらに充実した内容にしていければと考えております。またご協力・ご指導よろしくお願ひいたします。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、山本委員、お願ひいたします。

(委員)

関連するんですけども、高校生の不登校者数は今何名ですか。

(事務局)

高等学校の不登校の現状については、令和4年度の文科省の調査結果で、県内171名でございます。

(委員)

不登校の理由は把握しているのでしょうか。

委員からも見解があったらお伺ひしたいんですけど、どういう理由がありますか。

(事務局)

理由の中で一番多いのが、本人に係る状況というところで、全国的には無気力、

不安。続いて生活リズムの乱れ、遊び、非行。3番目はいじめを除く友人関係をめぐる問題という状況でございます。

(委員)

PTAで把握してる内容からすると、高校受験と不登校は関連している部分が多々あります。例えば、学科が二つある学校で、どちらかを志望して、落ちたら、別の学科に回すことができるんです。そうなったときに、第2志望に回されたことで、結局クラスが合わなくて、来れなくなったという事例があります。それと、先生や保護者に、ここに行きなさいと押し切られて、行った学校が結局合わないという場合もあります。転校することができた子は幸せな方で、やめたり不登校になったりという事例は結構聞いてます。中学校も、高校受験の際に異常なくらい志望者数を募集人数に合わせていくじゃないですか。今後、より問題になってくるんじゃないかという懸念があります。こども計画の基本目標にそれぞれ施策があって、多分、すごくよく吟味されてると思うのですが、項目ごとの関連性っていうのは絶対にあると思います。例えば不登校になっているこどもの気持ちを考えたときに、親がちゃんと気持ちを受けとめていなかった部分も多々あると思います。これは、家庭内で、会話ができていないからで、共働きのこどもで、晩ご飯を親と一緒に食べられない家庭は結構あると思います。一緒に食べたとしても、お父さんはすぐにお酒を飲んでまともに会話できない、そんな家庭が多々あるのではないかと思います。昔だったら、おじいちゃんやおばあちゃんが居たし、お母さんが家でいて、お父さんが一人働きに出て家計が賄っていた。共働きしなければいけないのは、結局、世の中が稼げない状態にあるからで、全部関連すると思います。仕事をして疲れて、家に帰ってきてから仕事の愚痴をこどもに聞かすというのも、こどもの精神にとったらよくない。こんなこと言っているんだと受け取ってしまう方が多い。例えば親が先生の悪口言ってみたり。そうすると、こどもは学校内で先生に対してそういう対応を多分取ってしまうんです。すべて悪い方向にどんどん繋がっていつているので、こども計画でこどもを中心に、こどもの笑顔を見ようっていうふうにするんだったら、1つの施策だけじゃなくて施策同士の連携っていうのを、重要にしていかなきゃいけないんじゃないかと思います。部会同士の連携であったり、我々だったら、青少年プランを審議してきていますので、そういった見解をちゃんと展開できるような体制にして、その上で進めていくような方向性にしていただけたらと思います。例えば今、こういう案になってますので意見くださいと言われても、どうしてこの案になったんだろうというのがなかなか見えず、これを言ってもいいのかが分からずに発言しづらい部分があるんで、そのあたりを整理してもらいながら、発言しやすいような

環境をいただけたらと思います。発言しっ放しではなくて、それに対してどうだ、というやりとりがあって初めて議論が積み重なって建設的になっていくと思うので、そういう場があればいいのかなと思います。計画案も各論的に色々あって、それぞれはいいんだらうけど、これとこれは繋がるんだらうけど繋げないのかという疑問も色々あるので、その辺りを検討してもらえたらいいのかなと思います。

(会長)

ありがとうございます。

中学校から高校までの流れについては、教育委員会で審議が行われているので、この審議会だけでは上手く繋がらないのではないかと個人的には思います。こども計画について、現在、どのような進捗状況なのかということに関しましては、事務局の方からお願いします。

(事務局)

こども計画につきましては、審議いただく審議会がございまして、そちらで意見やアイデアを出していただいております。本日この審議会でご頂いたご意見についても、我々事務局は同じですので、こども計画を審議している審議会の中でしっかりと反映できるようにと考えております。

(会長)

皆さんから頂いた意見の全てが計画に入るかどうかは難しい部分がございますが、言わなければ伝わらない部分がありますので、是非御意見頂けたらと思います。

(委員)

私も高校生の話を伺ったのですが、そこでは「結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境をつくる」というテーマで話が行われていました。その中では、教育格差や結婚に対するネガティブなイメージがすごく強いということであったり、女性の生徒のキャリア意識が高くて、それが結婚に対するハードルになっているという意見もありました。また、異性間の結婚を前提としている点に問題意識が挙げられていて、多様な価値観を広めていく、そこから例えば里親制度が充実していくんじゃないかという意見もありました。それに関連して、青少年プランの17ページには、国際交流に関する意識調査結果が挙げられており、自ら行動し、多様性に触れることで視野を広げたいと考えている青少年の意識について述べられています。また、36ページの施策の方向3では、異文化や多様な価値観への理解促進として、国際交流について挙げられています。若い世代に

は外の世界を見てみたいという意識や、向上心を持つ子が多いと思うので、徳島に居ても海外に繋がるといった国際的な視点について、こども計画には入れなくていいのか、無くなっていると感じました。SDGsなどの観点も取り入れてはどうかと思います。

(会長)

国際交流やSDGsなどの観点を盛り込んでみてはどうかという御意見でしたが、事務局からお願いします。

(事務局)

青少年プランでいくと、創造的な未来を切り拓くという目標に関連しますし、こども計画の中においては、こどもの権利を大切にしますという目標に繋がります。委員おっしゃる通り、青少年が自ら未来を切り拓くため、色々な経験をして欲しいという点は重要であると考えております。今回のこども計画の統合イメージでは施策の代表例を抜き出したものとなりますが、今年は韓国の青年との交流が予定されていますので、青少年が海外の方と触れ合う機会であったり、自らのキャリアのために、県を飛び出して国際感覚を養って、また徳島に戻っていただけるような施策についても計画に入れていけたらと思っています。

(委員)

資料2の9ページ、学習・教育支援について、お伺いしたいんですけども、徳島県の高校生は大学に進学する方が多いですが、県外大学に流れていると思われれます。就職を徳島で、と帰ってくるこどももいるのですが、そのまま県外の企業に就職する場合もある。その場合、この計画で徳島の宝になるようなこどもを育てても帰ってこなくなるのは非常にもったいないと思っています。他県では公立大学で地元枠のような形で、授業料が優遇・免除される制度があります。本県には確かなかったように思います。調べきれていないのですが、外を見るっていう機会は非常に大事だと思いますが、今の徳島の状況で、外を見てしまうと、なかなか帰ってきたいと思う状態ではないのが実情だと思います。だとすると、徳島にまず残ってもらって、こどもから大人になる間で徳島の良さを更に知ってもらって、徳島で経済を良くしてもらおう人材になってもらった方が、徳島の将来のためには繋がるんじゃないかと思います。こどもを徳島で産んで育てたいと思うような人を育てる方がいいのかなと思う、大学の支援というのが抜けていると感じたんです。

(会長)

ありがとうございます。ちなみに、リクルートの調査では、大学進学の地元残留率が徳島県では30数パーセントでした。香川県が10数パーセントしか残らないという状況の中で、徳島県は周囲より少し上だったと思います。各大学では、地元の高校等に指定校枠として推薦制度がありますが、それ以外にも様々な形で推薦制度や奨学金制度がございます。自治体や公立大学で地元枠を設けている事例もあります。例えば、徳島大学の医学部医学科国では、金銭面の支援ではなく、入学枠を設けている例もございます。高等教育のことに関して、県が答えるのは難しい部分もあるかと思えます。

(事務局)

高等教育に関して、私どもの立場で申し上げられることは多くはないのですが、例えば、大学に進学された方が学生支援機構の奨学金を借りる場合が多く、重複して借りられる場合もあり、社会人になって非常に経済的負担になっていることから、私どもが所管している奨学金に対する支援制度の一つに、徳島に帰ってきて企業に就職する、或いは、徳島にそのまま居て、県内の企業に就職して一定期間経過した場合、奨学金は大体200万程度と聞いていますが、その半額について支援金という形で支援するという制度を運用しています。この制度は何年か運用し、利用している方々も結構いらっしゃいますが、知らないという方も結構いまして、今後、あらゆる場面でもっと周知をしていき、支援が必要な方にしっかり届けるような取り組みをしていかなければならないと強く思っています。

(委員)

学生支援機構の奨学金制度ですが、成人年齢の関係で、生徒だけで手続きが全て完結するような形になっています。その上で、親の経済状況に関わらず、自分が返すことになるんだっいたらいけないという生徒の考えで、そもそも書類を取ってきておらず、申し込みができず、親が知らないうちに申込期日が終わっていたという事例があります。今おっしゃっていただいた県の制度も、できたら早い段階で、保護者にそういう制度があるということを目に触れるような機会をいただくと、保護者が子どもに対して経済的な話ができる。そうすると、人生設計の中で、徳島に残っていこうという子どもが増えてくるとありがたいので、せっかくいい制度があるのであれば、周知いただきたいです。

(会長)

高等学校段階で、奨学金の予約採用や県の制度について周知を進めていけたらという御意見でした。

(委員)

入学式の後に、保護者が残って進路説明会を開催する学校が多いのですが、一番最初に入学金などの費用のお話があり、保護者は気にしているので結構聞いています。、ほとんどは貸与型の対象になると思いますが、こどもに借金を背負わせるだけでなく、ちゃんと制度があって、地元に貢献すれば幾らか軽減されるということを、入学段階で耳にしたら、その先、進路を決める歳の参考になっていくと思います。入学のときに、そういう資料があるとすごくわかりやすいと思うので、準備できるようであれば検討して頂きたいです。

(会長)

ありがとうございます。本日、皆さんからたくさんのご意見をいただきました。いただいた貴重なご意見については、新しいこども計画に反映されることを願っておりますし、事務局もその方向で進めて頂けると考えております。以上で議事を終了いたします。